

資 料

オランダの親子関係と身分登録に関する規定
——オランダ民法第1編28条性別取扱変更規定を中心として——

石 嶋 舞

1. はじめに

2014年は、オランダ家族法に多くの改変がもたらされた年である。出生登録上の性別取扱の変更につき定めた民法第1編28条⁽¹⁾以下のほか、親子関係を規律する第1編11章にも大きな改変が加えられ、実に多様な家族関係が法の内に想定される形となった。同性間での婚姻・登録パートナーシップの締結、一部の生殖補助医療の利用、また生殖能力を残したままでの性別取扱変更を想定する同国の新しい親子関係法は、いずれこれらの問題に直面しうる日本法においても示唆に富むものと考えている。本稿は、オランダにおいて、生殖能力を保持しての性別取扱変更が他法とのいかなる調節を経て可能となったのか概観することを主なねらいとする。以下にオランダ民法1:28条との関連を中心に、同国の親子関係法、各種身分登録法、人工生殖ドナー情報法を紹介した上で、その法制の調節に若干の考察を加える。

2. 性別取扱変更：民法第1編28条

オランダにおける従前の性別の取扱変更は、生殖能力の喪失、変更後の性のそれに近似した外観の具備、および性別違和を証明する旨の医師による意見書の提出を要件としており、これら要件の充足に要する手術が実質成人にのみ認められたことから、日本における「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関

(1) 本稿では、Boekを編、Titelを章、Afdelingを部、Artikelを条、lidを項、以下(a, b, …)を号と訳した。今後の表記につき、例えば1:28c(3)と示した場合は、第1編28c条3項を指す。

する法律（以下「特例法」）が定める性別取扱変更の要件に概ね類似した内容を備えていた⁽²⁾。2014年7月1日に施行した現行1:28条は、性別取扱変更を司法の介入の対象から外し、外観具備と生殖能力喪失の要件を削除して、性別取扱変更を飛躍的に容易にした⁽³⁾。これに伴い、出生時に男性であった者が性別取扱変更し登録上女性となった上で、自己の配偶子を用いて子をもうけることは勿論、出生時に女性であった者が登録上の性を変更し、男性となった後に子を懐胎・出産することが想定されることとなった。ここで念頭に置くべきは、オランダ法が前提としている性別違和のありようが、従来定型的に考慮された『男性から女性へ／女性から男性へ、社会的役割や身体的概観・機能を限りなく「もう一方の性」に近づけることを望む』状態のみに限られていない、ということである⁽⁴⁾。性自認と性的指向の区別はもとより、自身の法的性別の変更と、自身あるいはパートナーの子をもうける意思が区別して扱われている点に留意されたい⁽⁵⁾。故に、同国において、女性から男性へ性別取扱変更した者（FtM）と男性から女性へ性別取扱変更した者（MtF）が子をもうけた場合の類型は、かなり多岐にわたる⁽⁶⁾。性別取扱変更があった場合の親子関係の確定の問題につき、オランダ民法は1:28c条において性の取扱変更の効果を規定し、以下のように対応した。まず1:28c条は1項において、性別の取扱変更およびこれに伴う名の変更は、民事登録吏（Ambtenaar van de Burgerlijke Stand）が出生登録上にその変更を記載した日から効果を生じる旨を定める。このため当該変更は遡及効を持たず、性別の取扱変更以前に存在した父子関係及び母子関係は従前のまま維持され、従って性別の取扱変更をした者が当該変

(2) 2001年以降、同国にて同性ペアも婚姻可能となったことから非婚要件は削除されている。またオランダ民法に「現に未成年の子がいないこと」の要件はない。特例法の同要件は、親の外観と法的性の齟齬が経済状況を悪化させること等から、かえって子の利益を害する恐れがあり、問題視される。

(3) M. J. A. van Mourik en A. J. M. Nuytinck (2015) *Personen- en familierecht, huwelijksvermogensrecht en erfrecht*. Wolters Kluwer Nederland, p. 44. 拙著「オランダ性同一性障害者法の改正と日本法への示唆」早稲田大学大学院法研論集第151号（2014）53-78頁。

(4) その変更する部分、変更の程度等、本人の生活の質を向上させるに最も適切な対応は、個々人毎に異なる。

(5) 実際にFtMが出産した事例として、カナダのTrevor MacDonald、アメリカのThomas Beatieの例等が挙げられる。

(6) 図1参照。

更以前に子をもうけていた場合、子との間の既存の家族関係から生じる権利 (rechten), 能力 (bevoegdheden), 義務 (verplichtingen) に何ら変更は生じず (1:28c(2)), また登録上の性と父/母という身分に齟齬が認められる。一方、性別取扱変更後に子が出生した場合、2014年改正で挿入された 1:28c 条 3 項は、親子関係を定める民法第 1 編 11 章、及びそこから導かれる諸事項の適用においては、まず子を出産した者については、変更以前の性にあるものとして扱う旨を規定する。つまり当該部分は FtM が性別取扱変更後に出生した場合について言及しているのであり⁽⁷⁾、この場合、1:198 条 1 項 a 号が子を出産した者をその子の母と定めるところに従って、当該 FtM はその子の母として登録される。他方 1:28c 条 3 項は、MtF が自身の配偶子を用いてもうけた子との間に養子縁組を望む場合は、共同母での養子縁組を定める規定 (1:277(4)・後述) を適用することを明記している。このことは、MtF が性別取扱変更後に自身の配偶子を用いて子をもうけた場合であっても、後述の共同母の枠組が適用され、当該 MtF はその子の母と登録されうることを意味する。2014年改正は、性別取扱を変更した者が「出産」した場合には変更以前の性を用いる (つまり登録上の性にかかわらず、出産した者を母と登録する) とすることで、性別取扱変更と親子関係の成立を調整したのである。これら母子関係の成立を詳細に説明するため、以下に同時期に改正のあった親子関係法を、特に母子関係に関して説明する。

3. 親子関係：民法第 1 編 11 章

同国において同性間でも婚姻が可能であるのは周知の通りである。同性ペアの親性 (oudership) に関しては 90 年代から議論があり、1998 年の登録パートナーシップ制度の導入および 2001 年の婚姻規定改正に伴ってまず調整されたのは監護権⁽⁸⁾と養子縁組であった。この調整により、養子縁組を行えば同性ベ

(7) FtM が男性パートナーとの間に子をもうける場合や、女性パートナーの卵子を用いて体外受精した受精卵を自己の胎内に宿す場合、第三者の配偶子を用いた受精卵を自己の胎内に宿す場合などが想定される。

(8) Het gezagsrecht. 未成年者を監護養育 (opvoeding en verzorging) する義務を指し、法律上の親を定める Ouderschap とは区別される。W. M. Schrama en M. V. Antokolskaia (2015) *Familie recht - Een introductie*. Boom Juridische uitgevers Den Haag, p. 210.

アの双方が子と親子関係を持てることとなったが、異性間・同性間の婚姻の間に所謂嫡出推定に関して差異が残されたことから、女性同士のペアに付与される親性については尚も議論が継続していた⁽⁹⁾。第 1 編 11 章に規定される親子関係の成立要因としては、女性と男性で若干の違いがあるものの、大まかに 1) 出産、2) 出産時の婚姻・登録パートナーシップ関係、3) 認知、4) 司法による親子関係の確定、5) 養子縁組がある⁽¹⁰⁾。

3.1 母子関係

2014年4月1日に施効した改正民法第 1 編 11 章に特徴的であるのは、子を出産した母と婚姻関係あるいは登録パートナーシップ関係にある女性が、一定要件のもと、出産した母と共に母として登録されることが可能となった点である。嫡出推定は従来、子を出産した母と婚姻関係にあった男性（夫）と子の間にのみ適用されたが、本改正により出産した母と婚姻関係・登録パートナーシップ関係にあった者と子の間に性別中立的に適用されることとなった⁽¹¹⁾。一人の子に対し二人が母子関係を結んだ場合、その母らを共同母（meemoeder/duomoeder）などと呼ぶ。

母子関係に関しては 1:198 条に規定され、同条 1 項 a 号は子を出産した女性を子の母とする旨を定める。オランダ民法は子に少なくとも一人の親を確保する目的で出産した者＝法的母を原則としており、本号は卵子提供などに伴い出産した者が当該子の遺伝上の母でなくとも適用される⁽¹²⁾。同時に同条 1 項 b 号は子の出生時に当該母と婚姻関係にあった、あるいは登録パートナーシップ関係にあった者を母する旨を規定し、これが所謂嫡出推定に相当する。当該母性推定は⁽¹³⁾、その子どもが匿名のドナーによる精子提供を受けて出生した場

(9) 前掲注 8 p. 219。なお男性同士のペアでは双方が出産しないため、嫡出推定が及ばないことは問題視されていなかった。2014年改正によって推定による母子関係が認められた一方、男性同士のペアの双方が子と親子関係を築く場合は養子縁組をするほかに、親子関係を成立させるにあたっての難度の甚大な差が問題視されている。

(10) 前掲・注 8 p. 207。

(11) 2014年法改正以前、所謂父子間の嫡出推定は、当該子を出産した母と婚姻関係にある男性にのみ適用され、登録パートナーシップ関係にある男性には適用されなかった。

(12) 前掲注 8 p. 220。

(13) 以下、1:198(1)b に基づく親子関係の推定を「母性推定」、1:199(1)a, b に

合に限り適用される点において同様の父性の推定(1:199(1) a, b)とは異なる。匿名ドナーによる場合にのみ母性推定を認める所以としては、ドナーが匿名である場合にドナーが当該子の生涯に関与する可能性が限りなく低く、また非匿名ドナーが精子提供した場合は、当該ドナーが子と親子関係を結び家族を形成する可能性を考慮せねばならないためである。非匿名ドナーより精子提供を受けた場合や、ドナーが匿名であっても女性同士の間には婚姻関係・登録パートナーシップ関係がない場合には女性による子の認知(Erkennen)も可能とされ(1:198(1)c, 1:203以下)、特に前者の場合は、子の利益を優先した上で全ての関係者の利益が比較考量される⁽¹⁴⁾。

このような母性推定の否定(Ontkenning)や母による認知の無効(Vernietiging)は、基本的には父性推定の否定および父による認知の無効と同様の基盤に立つ。同国においても、推定による親子関係および認知による親子関係は必ずしも血縁に基づいて成立するものではなく、その成立に当事者の意思の介在が一定程度認められているが、これらの関係を覆す場合、同国では血縁が決定的な基準とされる。基本となる父子関係に関する条項を見るに、推定された父子関係は当該父子間に血縁関係がないことを理由に争うことができると明記されている(1:200)⁽¹⁵⁾。これを争えるのは、その父、母、子であるが、子を懐胎する原因行為に父が同意していた場合は、血縁の有無に関わらず父母ともに当該父子関係を争うことはできず(1:200(3))⁽¹⁶⁾、この場合子のみが父子関係を争える。認知の無効に関しても同様であり、認知自体は必ずしも血縁に基づかない一方、これの無効を訴える場合には認知した父と子の血縁関係の不存在を理

基づく親子関係の推定を「父性推定」と表記する。

- (14) 認知には出産した母と、子が12歳以上であればその子の同意を必要とするが、当該同意が得られない場合にこれに変わる裁判所の許可(toestemming)を求めることができる。この場合の許可の基準は、血縁上の父が認知の許可を求めた場合よりも厳しくなる(1:204)。前掲注8 pp. 222-223。
- (15) 父・子の出訴期間の計算も血縁の不存在を知った時を基準とする(1:200(5), (6)。母は出産の日)。推定による母子関係の否定を定める1:202a(3)は、どちらの母の出訴期間も子の出生から一年間と定めており、子の出訴可能期間に関しては成人の後3年と定める。また推定による父子関係の否定に関し1:200(4)が定める「母が父を欺いて(bedrogen hebben)いた場合」に相当する規定も母子関係においては存在しない。
- (16) 提供精子の利用の他、スワップ行為や売春などに同意した場合も含む。

由として行い (1:205(1)), 認知の無効を争えるのは基本的にその父, 母, 子であって, 父においては認知が, 母においてはその認知への同意が, 錯誤や強迫によった場合等に, 権利の濫用にならない範囲において, 父母に認知の無効の主張が認められる⁽¹⁷⁾。推定による母子関係の否定, および出産していない女性による認知の無効も以上と基本を同じくするため, 当該母子関係は血縁の不存在を理由に争われ, 訴権者は双方の母と子となる (1:202(1)a18, 1:205(1)a)⁽¹⁸⁾。特に注目すべきは, 父子関係においては, 推定および認知による父が子との血縁関係の有無を把握できない可能性がある一方で, 母子関係に関しては, 推定および認知による母は, 自身が卵子を提供したような例を除けば, 大概の場合に自身と子の血縁関係の不存在を把握している点である。出産しない母が, 自己に母性推定を及ぼす人工生殖に同意していた場合は両母とも推定による母子関係を否定できず (1:202a(2))⁽¹⁹⁾, 1:198条 b 項による母性推定が必ず人工生殖の手続および精子ドナーの匿名性を証明する手続を経ることに鑑みるに, おおよその場合において両母は訴権を持たない。また認知無効に関しても, 父子関係の場合は父子間の血縁関係の存否が不明確であることが前提に置かれ, 当該父子関係が当事者の意思に反して形成された場合にこれを覆すことを認めることに主眼が置かれる一方で, 共同母の一方が認知をした場合には, 卵子を提供した場合を除いて子との血縁関係の不存在が明確であり, これを自覚しながら認知を行う点で父子間の認知とは異なる。認知した母と子の血縁の存否に関する錯誤を主張することは不可能であり, 従って両母からの訴えが認められる事例は, 強迫があった場合など, 父子間の場合と比較して限定的なものになる⁽²⁰⁾。

(17) 親子関係の推定においては何ら許可や手続きを要されず, 認知よりも簡易に親子関係が成立する。しかしながら, 婚姻ないし登録パートナーシップ関係外で生まれる子は2014年から2015年の間に出生した子の内44%にのぼっており, 認知もかなり一般的になっている。Het Centraal Bureau voor de Statistiek "Ouders van ruim vier op de tien baby's niet getrouwd" <https://www.cbs.nl/nl-nl/nieuws/2016/21/ouders-van-ruim-vier-op-de-tien-baby-s-niet-getrouwd> (2016年6月16日23時50分最終確認) 前掲注 8 pp. 214-215, 224-227。

(18) S. F. M. Wortmann en mr. J. van Duijvend (2015) *Personen- en familierecht* Wolters Kluwer Nederland, p. 199.

(19) 父の場合は子を懐胎し得る行為への同意と記述される一方, 母の場合は人工生殖への同意と記述される。

共同母においては国際私法上の観点から2名の母が国外で認められない可能性を考慮し、出産によらない母と子の養子縁組が選択肢として用意されている。オランダにおける養子縁組一般に適用される条項として、2名が共同で養子縁組を行う場合も、所謂連れ子養子のような事例で1名が養子縁組を行う場合も、子の親となる者同士が縁組の直近3年間を共同で生活していることが要件とされるが、子がその親と養親の関係の内に生まれた場合は当該期間は適用されない(1:227(2))。同項は、その子が、その子を出産した母と将来の養親の間にもうけられた場合に当該期間を適用しないことを示すが、共同母が匿名ドナーにより子をもうけ、養子縁組による母子関係の形成を選択した場合に関してはさらに別途の規定が置かれる(1:227(4))。同項は共同母の立場を根拠に養子縁組を認めており、「明白に子の利益を害す場合」にこれを認めない旨を規定することから、養子縁組一般が子の利益に明白にかなう場合にのみ成立し得ることが原則とされることに鑑みれば⁽²¹⁾、同項は、養子縁組以上に共同母の母としての立場を補強する性格を持つと言える⁽²²⁾。当該期間免除と共同母の立場に基づく養子縁組は、女性同士のペアが新たに子をもうけた場合の親子関係の成立を、特に男性同士のペアが2人の間に新たに子をもうけようとした場合と比較して、著しく容易にしている⁽²³⁾。

3.2 人工生殖と法

1:198条1項b号および1:227条4項においては、精子提供および当該精子提供におけるドナーの匿名性が重要な基準とされる⁽²⁴⁾。1:198条1項b号ある

(20) 前掲注8 pp. 221, 226, 228-229。

(21) 1:227(3)に明記される。前掲注8 p. 207。

(22) 前掲注8 pp. 45, 239-241, 前掲注18 pp. 215-216。

(23) 注48参照。

(24) 精子ドナーについても子の法的な親となる可能性を失う訳ではないため(例として1:204(3)は、精子ドナーが子と親しい関係にある場合に、認知にかかる母および子本人の同意に代わる裁判所の許可の請求を当該ドナーにも認めている)、匿名性の要請により、ドナーが子の生涯に関わる可能性が極僅かである場合のみ母子関係の成立を認めることとした。親を2人のみに限るかこれを拡大するかは、親子関係の確定の問題を扱う de Staatscommissie Herijking Ouderschap において議論がなされている。前掲注8 pp. 209, 232 (親の数を増やすことに疑問の声はある。2016年3月8日 Gerald Janssen 弁護士との対談より)。

いは1:227条4項の適用を受けるのは、原則として人工生殖ドナー情報法⁽²⁵⁾の定めるところによりドナーの匿名性が証明される場合に限られ、この匿名性は人工生殖を行う者がドナーを特定していないことを指す⁽²⁶⁾。当該匿名性はドナーが全く不明であることを意味するのではなく、人工生殖ドナー情報法は人工生殖の実施機関に対しドナーの特定の情報の記録と報告を義務付けており、ドナー情報機関 (de Stichting Donorgegevens) が卵子および精子ドナーの情報を管理することで、人工生殖によって生まれた子が血縁上の親の情報を得る機会を保護している⁽²⁷⁾。

3.3 考察：性別取扱変更と親子関係

上記に見たとおり、母性推定および共同母による養子縁組は精子ドナーの匿名性を要求するが、MtFが自己の精子を用いて女性パートナーとの間に子をもうけた場合につき、1:28c条3項は1:277条4項の適用の可能性のみを定めており、1:198条1項b号による母性推定に関してはなんら明示的な言及はない。このためMtFが自己の配偶子を用いて子をもうけた場合は、当該MtFと子が養子縁組を望む場合にのみ匿名性の要求が免除され、母性推定に関しては、子を出産した母とMtFが婚姻ないし登録パートナーシップ関係にあった場合でも、匿名性の要求から推定が及ばないものと解される。従ってMtFが自分の配偶子によりもうけた子と母子関係を望む場合は養子縁組によるか認知によることとなり⁽²⁸⁾、MtFが自己の配偶子により子をもうける場合はおよそ自分との血縁関係が期待できない場合にのみ母性推定の適用を受けることが指摘される。認知制度の利用が一般化しつつあるとは言え⁽²⁹⁾、母性推定の場合と異なり認知・養子縁組においてはそのための手続きを要すことから、MtFが自己の配偶子を用いた場合は、他の共同母と比較して母子関係の成立が困難となる

(25) Wet donorgegevens kunstmatige bevruchting.

(26) 前掲注8 p. 221。

(27) 12歳以上の子もしくはその法定代理人は、ドナーの髪の色等の身体的情報、教育歴などの社会的情報を当該機関に請求でき、16歳以上であればドナー個人を特定できる情報を請求できる。この際ドナーの書面による同意が要されるが、ドナーがこれを拒否した場合も、当該子とドナーの利益を比較して、情報の公開がドナーに深刻な影響をもたらさない限りは情報が公開される (WDKB Art. 3 (2))。前掲・注8 pp. 221, 231。

(28) 前掲注18 pp. 37-38。

(29) 前掲注17参照。

と言える。推定による母子関係も認知による母子関係も原則血縁の不存在を理由に争われるが、両母の訴権の有無や出訴期間の規定に鑑みるに、共同母制度は「自己の配偶子を用いた上でのパートナーの出産」に対する同意するという状況を想定しておらず、共同母制度が、「出産によらない母と子の血縁関係の不存在が明確でありながら母子関係の成立に同意した」ことを念頭においている点を考えれば、前述の MtF の事例を、共同母制度が想定する、女性間で非匿名ドナーによる精子を用いた人工生殖を行った事例と同一視することは困難である。MtF が法的に女性として扱われることを選択していることから、子との関係を「母子関係」とすることは妥当であるが⁽³⁰⁾、「自己の配偶子を用いた上での人工生殖への同意」という意味ではかえって父子関係の枠組を利用することが妥当な場合も考えられ⁽³¹⁾、今後そのような同意を含む「母子関係」をいかに扱うかは、卵子提供や代理母の問題と同時に議論が待たれる問題である。同様に、共同母制度は現状卵子の提供者と出産者を別にする母子関係の成立を想定していないと言えるものの、少なくとも出産による母とそうでない母に語句上の区別をつけず、親となる女性を「母」として包括的に扱う余地を残したことを指摘しておきたい⁽³²⁾。

また子を出産した FtM が「母」として登録されることにも言及したい。性別取扱変更後に子をもうけた FtM と MtF を比較した場合、FtM は性別取扱変更前の性別で扱われ、MtF は性別取扱変更後の性別で扱われるという差異が生ずるが、オランダ法は出産した者を母とする原則を崩さなかった。出産＝母の原則は、子の法的親を少なくとも一人は確保する意味で重要であった。現状オランダ法が父／母の区別を保持しており、子を出産した父という類型を設けるよりは、当該 FtM を出産した者＝母として扱うことで煩雑化を防いだものと考えられる。しかし FtM が法的に男性としての取扱いを望むことを考えれば、「母」と登録されることは疑問視され得る。本人が母としての登録から被る不利益は、その登録事項の利用がなされる場面において表出することから、

(30) 一方 FtM に関しては出産＝母の原則を崩していない点に留意されたい。後述。

(31) 精子の提供者と認知者である父との利益が衝突した場合など（注24参照）、従来父子関係において積み重ねられてきた判例の枠組みが母子間にも適用されるかについて、裁判所の態度は明らかでない。前掲注 8 p. 229。

(32) 前掲注 8 p. 220。2人の母につき特段の区別の必要がある場合は、「1:198 条第 1 項 a 号の指す母」「1:198 条第 1 項 b 号の指す母」などと記述される。

以下でオランダの身分登録法につき概観する。

4. 身分登録制度

オランダにおける身分登録は、各地方自治体 (Gemeente)⁽³³⁾ の民事登録役場 (Burgerlijke stand) が管理する、出生、婚姻、登録パートナーシップ、死亡の登録を基礎とする (1:17(1))。その他の個人の身分に関する情報については特段の登録はなく、認知や名の変更などは出生登録に追記され⁽³⁴⁾、1:28条による性別取扱変更も出生登録につき行われる。民事登録役場による上記の各登録は個人の身分事項を公証する機能を持つが⁽³⁵⁾、一方でこれらの登録情報を元に別途の個人基本登録 (Basisregistratie Personen, 以下「BRP」) が作られ、この BRP は行政機関等による登録情報の利用を念頭においた制度と位置付けられる。BRP 上の情報は警察、及び税金、年金等に関する公共の義務を有する機関が個情報を要する際に当該機関が取得するほか、銀行や保険会社、雇用者や教育機関等も、自己の管理するデータが BRP と合致することを保証する法的義務を有しており、従って BRP 上の個人情報はユビキタスな性質を有すと形容される⁽³⁶⁾。その詳細を以下で見るにあたり、父/母という表記は当該父/母本人ではなく、その子の登録上に現れることに留意されたい。オランダにおける身分登録は個人単位であり、父/母という身分事項が表出する場面とは、その子の登録情報が利用された場合で、かつその内容が親の情報を含み、そこで父/母の表記が区別されているときである。

4.1 出生登録

出生登録は、その子が出生した市町村の民事登録吏 (Ambtenaar van de Burgerlijke Stand) によって行われる。原則子の父か、子を出産していない母が届出の義務を負うが (1:19e(2))、これが不可能であれば子を出産した母が

(33) オランダの最小行政区、市町村にあたる。

(34) 前掲・注 8 p. 69。

(35) 前掲・注 18 p. 28。

(36) Human Rights Watch “*Controlling Bodies, Denying Identities: Human Rights Violations Against Trans People in the Netherlands*” <https://www.hrw.org/report/2011/09/13/controlling-bodies-denying-identities/human-rights-violations-against-trans-people> (2016年3月8日6時56分最終確認)

行う。民事登録吏は、届出時に示される出産した母の出産の事実を確認するため、医師もしくは助産師による証明 (Verklaring) を求めることができ、これにより出産=母原則が担保されるほか、代理母出産によって出産した子を秘密裏に代理母出産を依頼した者の子として届出する事態も防がれる (1:19e(8))⁽³⁷⁾。

出生の届出は子の生まれた市町村ごとに行われるため、届出の形式も様々だが、届出時に必要とされる情報の中心となるのは、出生した子の出生日ならびに出生地、子の氏名と性、子の親 (少なくとも出産した母)、および届出人の情報であり、届出においては届出人の身分証明の他、市町村に応じて出産母の身分証や市町村指定の書面、医師または助産師による出生の証明、また必要に応じて認知の証明や名の選択の証明、婚姻あるいは登録パートナーシップの証明、人工生殖ドナー情報機関による種々の証明などの提出が求められる。出産した母が不明でない限りは、上記の誰が届出をしても、子を出産した者はその子の父や出産していない母とは区別して把握され⁽³⁸⁾、父/母の記載に関しては、「出産した母」と言う他に、単に「母 (Moeder)」と表記して出産した者を示す場合もある。出産した者に関する表記で、「母」の表記を避けた性別中立的なものは見受けられなかったが⁽³⁹⁾、当該子の出生登録を書面に出力した際に「父」ないし「母」の記載がなされるかといえ、出生登録が作成された時代、および出力した市町村の用いる形式によって異なるようである。例えば Gouda 市発行の出生証明書 (1987年に登録作成) によれば、出生した者を「以下の配偶者らの息子 (zoon van de echtgenoten)」などと示した後に、親 2 名

(37) 前掲注18 pp. 30-31, 前掲注 8 pp. 70-71。市町村によっては届出時に既に当該証明を要求するところもあり、例えばロッテルダム市は、届出時に出産した母の名と子の出生日および出生地を示す医師または助産師による証明を用意することとしており、届出には出産した母の有効な ID も用意するものとしている (2016年 6月17日現在)。

(38) 例えば、ユトレヒト市が出生の届出において提出を求める書面では、「出産した母 (Moeder uit wie het kind geboren is)」と「その他の親 (Andere ouder)」「届出人 (Aangever)」という記述がなされる (2016年 6月17日現在)。

(39) オランダ本土の主だった各都市 (Rotterdam, Utrecht, Amsterdam, Haarlem, Middelburg, Den Haag, Zwolle, 's-Hertogenbosch, Maastricht, Groningen, Arnhem, Leeuwarden, Lelystad, Assen, Nijmegen, Almere, Eindhoven, Enschede), 及びオランダ政府ホームページを参照。出産した母の情報の提出につき特段の記述がない場合は、医師あるいは助産師による子の出生証明の提出が推奨される場合が多い。

の氏名が羅列されており、出生届を提出した者が父であったことを記す以外は、「父」「母」の記載はなく、親として名が記される2名の内どちらが父でどちらが母であるということを示す情報はなかった⁽⁴⁰⁾。一方アムステルダム市で出力した出生証明書(2016年登録作成)によれば、1)子の氏名と生年月日、出生時間、出生地および性、2)親として「父」の氏名および「その子を出生した母」の氏名、3)その余の情報として、親2名(「父」および「出産した母」)の出生地と生年月日、および届出人の氏名と出生地、生年月日の記載の後に、出生登録を作成した民事登録吏の名や作成日、作成地等の情報が記されており、父と母の区別は明白であった。

出生登録は登録される子本人が出生した市町村で管理され、登録上の情報を参照できるのは当該市町村においてのみである。就業や行政上の手続き等では、当該手続きを行う機関が出生登録上の情報を取得するのではなく、あるいは本人に出生証明書の提出を求めるのではなく、出生等登録に基づいて作成されたBRPデータベース上にある情報を当該機関が取得するという手法をとる。従って、より实际的に男/女と父/母の記載による不利益を検討するにあたっては、BRPの制度も参照しなければならない。

4.2 個人基本登録(BRP)

BRPは、公共性の高い特定の機関が本登録上の個人情報を利用することを目的に作られており、その登録中の情報は前述の出生・婚姻・登録パートナーシップ・死亡の各登録より抽出される。このため、1:28条に基づく性別取扱い変更の対象となるのは出生登録上の性別だが、個人情報を利用する各機関は、BRP上で更新された性別情報を取得することとなる。BRPには本人の性別の他にその親の情報も含まれ、またBRP上の情報を取得する団体は、税務関係機関、社会保障機関、年金機関等多岐に及び、これらが一様にBRPから情報を取得する⁽⁴¹⁾。

(40) 筆者が参照したGouda市発行の出生証明書による。このような記載によれば父/母に関する情報は性別中立的に表示されることとなるが、「息子」という記載に着目したとき、子本人が性別取扱いを変更した場合に出生証明書の息子/娘の記載に変化が生じるのかは、今回の調査では明らかになっていない。本人の性別変更により息子/娘の表記が沿わなければ、本人が自己の情報を利用する場面で直接的に不遇を受ける可能性がある。

(41) 前掲注8 pp. 69-70。

ある者が父あるいは母であるという情報は、その子の出生登録及び BRP 上に現れるが (WBRP 2.7(1)⁽⁴²⁾)、BRP は個人基本登録法⁽⁴³⁾の管轄下にあり、BRP 上の情報の利用に際しては、本法の下、一般法である個人情報保護法⁽⁴⁴⁾を適用した場合よりもより厳格な情報の保護が要求される。情報の取得に関しては、当該機関が、その目的のために必要とする場合に、その実施に必要な限りの範囲においてのみ情報の取得が認められるとされ⁽⁴⁵⁾、BRP 上の情報を取得する機関はおおよそ特定でき、いかなる団体が、いかなる場合に、いかなる理由によって、どの情報を使用するのかを簡易に検索することも可能である⁽⁴⁶⁾。BRP 記載の情報の用途、及び当該用途に際し取得される主だった情報内容を概観するに、その者の親の情報が取得されることは稀であり、また BRP 上の情報を書面にて取得する方法は数通りあるが、親の情報が記載される形式にて BRP 上の情報を出力した場合であっても、親の記載は単に「親」とされ、父母を区別しない場合があり、BRP 上の情報を利用する機関が親の情報を取得したとしても、親の情報が父／母を区別した上で取得されるとは限らないことが指摘される⁽⁴⁷⁾。

5. まとめと若干の考察

以上に見るに、2014年改正にて性別取扱変更における生殖能力喪失要件を撤廃したオランダ法は、出産および自らの配偶子を用いた生殖を含めて、性別の

(42) 同項はその者の氏名、性、親、現在及び以前の婚姻／登録パートナーシップ状況、現在・以前の配偶者／登録パートナー、子、死亡の情報を登録する旨を定める。その他にも国籍、社会保障番号、後見 (curatele) の有無等も BRP 上で登録・管理される。

(43) Wet Basisregistratie Personen. 個人基本登録に関する法。2014年1月6日施行。旧称 Wet Gemeentelijke Basisadministratie Persoonsgegevens. (住民登録台帳 (GBA, Gemeentelijke Basis Administratie) に関する法)。

(44) Wet bescherming persoonsgegevens

(45) 前掲注18 pp. 29-30。

(46) Ministerie van binnenlandse zaken en koninkrijksrelaties <http://www.wiekrijgtmijnggegevens.nl/> (2016年6月1日16時49分最終確認)

(47) 本人が BRP 上の情報を書面にて取得する場合には数通りの方法があるが、筆者が参照した Haarlem 市発行の書面においては、親に関する情報は単に「親の情報」と記載した上で、母／父の記載はなく、各親につき性別を記載する形式をとっていた。

図 1 性別取扱変更後にパートナーとの間に子をもうけた場合の類型※ 1

本人	相手	子をもうける手法※ 2	本人と子の親子関係成立	相手と子の親子関係成立
FtM	男性配偶者／登録パートナー	本人の出産・相手の配偶子	出産による母 (1:198(1)a)	父性推定 (1:199(1)a, b)
		本人の出産・他人の配偶子	出産による母	父性推定
	女性配偶者／登録パートナー	本人の出産・他人の配偶子	出産による母	母性推定 (1:198(1)b)
		相手の出産・他人の配偶子	父性推定	出産による母
	FtM 配偶者／登録パートナー	本人の出産・他人の配偶子	出産による母	父性推定
		相手の出産・他人の配偶子	父性推定	出産による母
	MtF 配偶者／登録パートナー	本人の出産・相手の配偶子	出産による母	母子間認知 (1:198(1)c)、共同母養子縁組 (1:227(4))
		本人の出産・他人の配偶子 ※匿名ドナー、同意あり	出産による母	母性推定
		本人の出産・他人の配偶子 ※非匿名ドナー、同意あり	出産による母	母子間認知、期間免除養子縁組 (1:227(2))
	男性非配偶者／非登録パートナー	本人の出産・相手の配偶子	出産による母	父子間認知 (1:199(1)c)、期間免除養子縁組
		本人の出産・他人の配偶子 ※同意あり	出産による母	父子間認知、期間免除養子縁組
	女性非配偶者／非登録パートナー	本人の出産・他人の配偶子 ※匿名ドナー、同意あり	出産による母	母子間認知、共同母養子縁組
		本人の出産・他人の配偶子 ※非匿名ドナー、同意あり	出産による母	母子間認知、期間免除養子縁組
		相手の出産・他人の配偶子 ※同意あり	父子間認知、期間免除養子縁組	出産による母
	FtM 非配偶者／非登録パートナー	本人の出産・他人の配偶子 ※同意あり	出産による母	父子間認知、期間免除養子縁組
		相手の出産・他人の配偶子 ※同意あり	父子間認知、期間免除養子縁組	出産による母
	MtF 非配偶者／非登録パートナー	本人の出産・相手の配偶子	出産による母	母子間認知、共同母養子縁組
		本人の出産・他人の配偶子 ※匿名ドナー、同意あり	出産による母	母子間認知、共同母養子縁組
本人の出産・他人の配偶子 ※非匿名ドナー、同意あり		出産による母	母子間認知、期間免除養子縁組	

本人	相手	子をもうける手法※2	本人と子の親子関係成立	相手と子の親子関係成立
MtF	男性配偶者／登録パートナー	(出産なし)	養子縁組 (1:227以下)	養子縁組
	女性配偶者／登録パートナー	相手の出産・本人の配偶子	母子間認知、共同母養子縁組	出産による母
		相手の出産・他人の配偶子 ※匿名ドナー、同意あり	母性推定	出産による母
		相手の出産・他人の配偶子 ※非匿名ドナー、同意あり	母子間認知、期間免除養子縁組	出産による母
	FtM 配偶者／登録パートナー	相手の出産・本人の配偶子	母子間認知、共同母養子縁組	出産による母
		相手の出産・他人の配偶子 ※匿名ドナー、同意あり	母性推定	出産による母
		相手の出産・他人の配偶子 ※非匿名ドナー、同意あり	母子間認知、期間免除養子縁組	出産による母
	MtF 配偶者／登録パートナー	(出産なし)	養子縁組	養子縁組
	男性非配偶者／非登録パートナー	(出産なし)	養子縁組	養子縁組
	女性非配偶者／非登録パートナー	相手の出産・本人の配偶子	母子間認知、共同母養子縁組	出産による母
		相手の出産・他人の配偶子 ※匿名ドナー、同意あり	母子間認知、共同母養子縁組	出産による母
		相手の出産・他人の配偶子 ※非匿名ドナー、同意あり	母子間認知、期間免除養子縁組	出産による母
	FtM 非配偶者／非登録パートナー	相手の出産・本人の配偶子	母子間認知、共同母養子縁組	出産による母
		相手の出産・他人の配偶子 ※匿名ドナー、同意あり	母子間認知、共同母養子縁組	出産による母
		相手の出産・他人の配偶子 ※非匿名ドナー、同意あり	母子間認知、期間免除養子縁組	出産による母
MtF 非配偶者／非登録パートナー	(出産なし)	養子縁組	養子縁組	

※1 色のついた部分は、1:28c 条に該当する類型を指す。

※2 第三者による出産は、本一覧に含まない（生殖能力が男性同士である場合の「養子縁組」の記載を除く）。

取扱を変更した者がその変更後に子をもうけることを明示的に承認した。1:28c 条は、FtM・MtF を含むペアが、性別取扱変更前の性にかかる生殖能力を用いて、かつ当該ペアの間に出産が生じる形で子をもうけた場合を想定しており、その親子関係の確定については、MtF が自己の配偶者を用いて女性パートナーとの間に子をもうけた場合には、認知・養子縁組の手続きを挟んだ場合に「母」としての親子関係の成立を認め、また生殖能力を保持する FtM が自ら出産した場合には、「母」としての親子関係が登録されるものとした。FtM・MtF が、パートナーの一方が出産する形で、パートナーとの間で子をもうけた場合の親子関係の成立は、248-249頁掲載の表のようになる。

2014年の親子関係法改正により出産によらない母が認められたことで、親子関係の形成の段階においては血縁の要素は大きく減退し、出産の可否によって現実には親子関係の成立の難度に顕著な性別格差を残したと言えど⁽⁴⁸⁾、親子関係の成立基準の適応自体は大きく性別中立化した。出産によらない母子関係の成立にかかる制度が人工生殖の利用を念頭において設計されている一方で、父子関係の成立においては人工生殖の有無・精子提供者の匿名性の有無が積極的に問われない点で母子関係と父子関係の扱いの差異が残る。

同年の1:28条改正では、性別取扱変更後に自己の生殖能力を用いて子をもうけた場合、FtM の場合は自ら出産した場合に性別取扱変更前の性別がその親子関係に適用され、出産＝母の原則は維持される。男／女の登録と父／母の登録の齟齬を考えるに、性別取扱変更に遡及効が認められないことから、当該齟齬は法改正以前から生じ得たところであるが、法改正後も、性別取扱変更後に FtM が出産した場合においては当該齟齬が起ることとなった。ここにおいて、当該記載の齟齬によって FtM 本人およびその子が被る不利益と、現状「親」ではなく「母」と記載する必要性を生ずる身分登録およびその周辺制度

(48) 男性同士のペアの場合一方が出産することがないため養子縁組を行う必要があり、また常に他に出産する者を要し、男性同士のペアの間のみで子をもうけることができないことから、常に1:277条2項に規定される最低3年間の共同生活の要件の適用を受けることになる。一方で女性同士のペアでは、ペアの内に出産があり、精子の提供を受け共同母となる場合は原則親子関係の成立が当該2名の母と子の間で完結する形をとっており、国際私法上の問題で共同母の立場を守る要請を念頭に共同母の養子縁組利用を選択可能とした1:227(4)の存在を鑑みれば、男性同士のペアと女性同士のペアで親子関係の形成における難度に顕著な差があることが指摘できる。

の合理性とが比較した場合、今回の改正では後者に重点が置かれたものと考えらる。

上記に 4. に記した事項を鑑みるに、オランダにおいては、BRP 制度のために、出生証明書を出し提出する機会は少なく、また BRP を用いた場合であっても、BRP 上から親の情報が取得される機会は限られており、また BRP 上から親の情報が取得されたとして、そこに親の性別と父／母の記載との齟齬が明示されているとは限らない点が指摘できる。生殖能力の喪失が要件とされた法改正以前と比較すれば、登録上の父／母と男／女の表記に齟齬が生じ得るとはいえ、生殖能力の保持を望む場合にも性別取扱い変更が可能となった点で状況は大きく改善したと言えよう。FtM が「母」として登録される不利益は⁽⁴⁹⁾、現状父／母の区別を要する身分登録制度が見直されるまでは、当該「母」としての登録の露出の機会を極力減じることで対応することが現実的かと考えられる⁽⁵⁰⁾。オランダ法では出産の可否に起因して親子関係の成立の難度に顕著な差異が残されたことから、今後卵子の提供・代理母出産を含め親子関係一般に関する議論が継続することに疑いはなく、自己の配偶子を用いた MtF への母性推定適用の可能性、および MtF と子との間の血縁関係と共同母制度の想定する血縁関係の齟齬の問題、および FtM が出産してなお「父」と登録される可能性や、卵子を提供する可能性といった、性別の取扱いを変更した者が自己の生殖能力を活用するに際して現状確認された問題に関しては、身分登録制度の性別中立化の可否の問題⁽⁵¹⁾と並行して今後の議論が待たれる。

※本研究は、JSPS 科学研究費補助金（研究活動スタート支援）15H06681 の助成を受けたものです。

(49) 「母」の登録が露出することで被る不利益のほか、出産の忌避なども予想される。

(50) 前述の Haarlem 市の BRP の出力方法、Gouda 市の発行した出生証明書が参考になる。

(51) 出生時に性別が特定できなかった場合に性別を特定しない出生登録の作成が認められる（1:19d）一方、性別を特定しない性別取扱い変更が認められない点で議論がある。